平成２１年（フ）第５２０２号
大阪府東大阪市御厨東２丁目８番６―302号
債務者　善村　信夫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２０３号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ｂ―409号
債務者　牧　　幸治
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２０９号
大阪府八尾市萱振町１丁目39番地の18
債務者　折橋　浩幸
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２１２号
大阪府枚方市渚西１丁目41番７―402号
債務者　**㐂**橋奈緒美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２１４号
大阪市東淀川区菅原３丁目17番30―406号
債務者　中村　芳雄
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２１５号
大阪府吹田市原町１丁目37番４号
債務者　田宮こと　張　美智子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２１８号
大阪市東成区中道１丁目３番45号　ハイツコスモ21―205号
債務者　田中　房代
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８号
兵庫県加東市社1483番地８
債務者　平岡　一也
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第８７号
兵庫県西脇市市原町304番地の１
債務者　蛭田　健一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２５８号
香川県高松市元山町574番地５レオパレスＨｉｒｏ105号
債務者　蓮井　邦光
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２６３号
香川県さぬき市寒川町石田東甲460番地６
債務者　山下　美紀
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２７０号
香川県高松市藤塚町１丁目６番９　第７八十川ビル202号
債務者　祖田　正広
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２７９号
香川県高松市木太町872番地１
債務者　濵野　睦美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第９２０号
宮城県黒川郡大和町落合松坂字斉ノ前24番地
債務者　石垣　光透
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９３６号
仙台市青葉区柏木１丁目４番６号　コーポマキ102
債務者　皆川　寿枝
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９３９号
仙台市若林区南小泉３丁目19番10―401号
債務者　古関　恵美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
茨城県土浦市真鍋１丁目８番30―101号　シャトーアスナロ
債務者　青木　貴之
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７５号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1367番地28　メゾンドアミ202号
債務者　庄司　　恵（旧名孝広）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係